

令和2年度第7回 山梨地方最低賃金審議 本審 議事録

1 日 時 令和3年3月9日(水)午前11時00分～午前11時28分

2 場 所 KKR甲府ニュー芙蓉

3 出席者：本審

公益代表：石垣委員、伊藤委員、岡松委員、反田委員、鷹野委員

労働者代表：大森委員、佐々木委員、白倉委員、杉原委員、田草川委員

使用者代表：一之瀬委員、川島委員、坂本委員、長谷川委員、前嶋委員

事務局：藤本労働局長、田村労働基準部長、

太田良賃金室長、小林賃金指導官

4 議 題

(1) 令和3年度最低賃金改正等の推進について

(2) 特定最賃の改正についての申し出に関する意向表明状況について

(3) 山梨県労働組合総連合の要請について

(4) その他

5 審議会内容

(賃金指導官)

ただいまから、令和2年度第7回山梨地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、全委員の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、審議会を開催し、決議することができますことを御報告いたします。

また、当審議会は一般に公開をしており、事前に公示を行ったところ、傍聴希望者はありませんでしたので、併せて御報告いたします。

それでは、審議会運営規程第5条により、会長が議長を務めることとされておりますので、以後の議事進行につきまして、反田会長よろしくお願いいたします。

【令和3年度最低賃金改正等の推進について】

(反田会長)

本日は、お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。

スムーズな議事進行に御協力をお願い申し上げます。

それでは、早速議事に入ります。

議題(1)の「令和3年度 最低賃金改正等の推進について」につきまして、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

それでは説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

議題1の関係では、私から4点説明させていただきます。

この4点につきましては、本審の前に開催されました運営小委員会におきまして、事務局から説明させていただき、既に協議いただいております。

まず、1点目は、令和3年度の「最低賃金改正等の推進について」の案でございます。資料の1ページからを御覧ください。

本年度版からの変更点は、最後に第3として議事録等の公開の項目を追加した部分となります。

追加した部分につきましては、朱書きにさせていただきます。

なお、4ページからは、当該変更部分を反映させたものを入れてございます。

まず、1ページから順に御覧いただきますと、第1の「審議会の運営等について」と第2の「審議時期等について」につきましては、本年度版から特に修正は加えておりません。

1点コメントさせていただきますと、1ページの2の(2)のウを御覧いただきたいのですが、「専門部会での審議回数は、3回程度で結審するよう努力するが、必要に応じて予備日を設ける」となっております。

ここで、飛びまして、資料の21ページを御覧ください。

山梨地方最低賃金審議会の本年度の開催状況をまとめた一覧表になります。

これを御覧いただきますと、本年度の地域別最低賃金の専門部会は5回、特定最低賃金の電気の専門部会につきましては4回と、結果的に3回を超える審議回数となったわけですが、「円滑かつ効率的な審議を目指す上での努力目標」とする趣旨で、この記載は本年度版から変更してございません。

次に資料の3ページを御覧ください。

第3として、議事録等の公開につきまして、新たに記載することといたしました。

審議会の議事録及び資料につきましては、従来から、労働局の賃金室の窓口におきまして、閲覧申出の手続きを行えば、閲覧できることとされており、また、情報公開法に基づく、行政文書の開示請求があれば、開示の対象とされておりました。

これに加えまして、本年度からは、厚生労働省本省の指示により、公開した審議につきましては議事録を、非公開とした審議につきましては議事要旨を、労働局のホームページでも公開することとされており、本年度分につきましては、今月中に公開するように準備を進めているところです。

このため、議事録及び審議資料の公開につきまして、今回、新たに確認的に記載を行うこととしたものです。

令和3年度の「最低賃金改正等の推進について」の案の説明につきましては、以上のとおりとなります。

なお、本案につきましては、先ほど開催されました運営小委員会におきまして、一部修正の御意見をいただいたところでございます。

具体的には、3ページの第3のところを御覧いただきまして、なお書きの非公開としたものの取扱いをわかりやすくするために、お手元で加筆をお願いしたいのですが、なお書きのところ、「非公開としたものについては」を「非公開としたものについても」に変えていただきまして、議事要旨を「公開する」の前に、議事要旨を「山梨労働局のホ

ームページにおいて」公開するものとするという形で、非公開とした審議の議事要旨についてもホームページで公開することが明らかになるように加筆をすることについて御意見をいただいたところでございます。

次に、2点目としまして、審議会の資料の関係で、お諮りしたいことがございます。資料の7ページを御覧ください。

これは、本年度の特定最低賃金の専門部会において実際に配布した、未満率・影響率に係る資料に、朱書きで注意書きを追加したものとなります。

電気と自動車、それぞれ別の資料となりますが、例として、自動車の資料をお示ししております。

本年度開催されました電気の特定最低賃金の専門部会におきまして、委員の方から、「特定最低賃金の場合、基となる調査のサンプル数が少なく、異常値が出る場合があり、過去には審議において、審議資料ではなく、あくまで参考資料とした経緯もあるので、そのようなことも各委員は理解してほしい。」

との御指摘をいただいたところでございます。

この御指摘を踏まえまして、次年度から当該資料を作成し、委員の皆様には資料としてお示しする際には、サンプル数が少ない調査結果を基にした資料であることがわかるように、朱書きしてある内容の「注意書き」を電気、自動車それぞれの資料に追加したいと考えております。

なお、本案につきましては、運営小委員会におきまして、「原案どおりでよろしい」との御意見をいただいたところでございます。

続きまして、3点目となりますが、「山梨地方最低賃金審議会における慶弔費等の取扱いについて」、いわゆる慶弔規程の改正につきまして、お諮りしたいと思っております。

資料の9ページは現行版で、10ページは、改正箇所を朱書きの見え消しにしており、11ページは、改正を反映させたものとしてございます。

委員の慶弔等につきまして、事務局が把握した場合には、まず、御本人の意向を確認し、当該御本人の意向をお伝えした上で、会長に御相談させていただき、御判断いただくこととしております。

委員の御家族の慶弔等につきましても、同様の取扱いとしております。

弔慰金の記載につきましては、金額のみならず、「出す・出さない」を含めまして、各委員の御判断にお任せするとの趣旨で、削除いたしております。

その他、朱書きの修正案を示してございます。

なお、本案につきましては、運営小委員会におきまして、「原案どおりでよろしい」との御意見をいただいたところでございます。

議題1の関係の最後4点目になりますが、次年度の地域別最低賃金の審議における関係労使からの意見聴取の方法についてです。

本年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響があり、事務局が複数の事業場を訪問して、意見聴取を行い、その結果について、審議会において資料配布の上、説明するという形式を採りました。

次年度につきましては、まだ、どのような方法でやるか結論は出ておらず、運営小委員会において議論いただくこととされていたことから、先ほど開催されました同委員会

におきまして議論いただきました。

本年度と同様に事務局が意見聴取を行うのがよいとの御意見も出ましたが、新型コロナウイルス感染症の状況につきましては、まだ、先が見通せませんので、しかるべき時期になりましたら、御判断いただくということで、会長一任となりました。

なお、その際、会長は、各側にもお諮りするということになりました。

私からの説明は以上でございます。

(反田会長)

ただいま、事務局から4点について、説明いただきましたが、何か御質問、御意見はございますか。

(前嶋委員)

質問ですが、最初に御説明いただいた議事録及び審議資料の公開についてですが、発言された委員の書き方というのは、「委員」と固有名詞が全て記載されるのか、それとも、「労働者側委員」という書き方にされるのか、そこを教えてくださいませんか。

(賃金室長)

審議が公開となる部分につきましては、「委員」という形で、どなたの御発言かわかる形となっています。

(前嶋委員)

わかりました。

(反田会長)

他にございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、事務局から説明のありました4点につきまして、説明のとおりということで決めたいと思います。

【特定最賃の改正についての申し出に関する意向表明状況について】

(反田会長)

続きまして、議題の2に入ります。

「特定最賃の改正についての申し出に関する意向表明状況について」であります。

これについて、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

引き続き説明させていただきます。

資料の13ページと15ページを御覧ください。

資料の13ページは、電機連合山梨地方協議会の三輪議長から山梨労働局長あての、山梨県電気機械器具等製造業等における特定最低賃金の改正についての申出に関する意

向表明、資料の15ページは、JAM甲信山梨県連絡会杉原会長ほかから山梨労働局長あての、山梨県自動車・同附属品製造業における特定最低賃金の改正についての申出に関する意向表明でありまして、それぞれ本年2月19日に提出されたものになります。

委員の皆様にご報告いたします。

これら特定最低賃金二業種につきまして、この意向表明のとおり、本年7月に申出がなされましたら、特定最低賃金検討委員会を設置して、改正の必要性について御審議いただくこととなります。

以上でございます。

(反田会長)

ただいまの説明について、何か御質問、御意見はございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

【山梨県労働組合総連合の要請について】

(反田会長)

それでは、続きまして議題の3、「山梨県労働組合総連合」からの要請について、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

資料の17ページを御覧ください。

2月26日に、「山梨県労働組合総連合」から労働局長と反田会長あてになされた要請文の写しになります。

内容としましては、

山梨県の最低賃金を直ちに、時間額1,000円以上に引き上げること、
審議会の労働者側委員に、県内各労働団体からバランスよく選出すること、
全国一律の最低賃金制度を実現するよう、国に働きかけること、
最低賃金の引き上げを保障する上でも、中小・零細企業への支援策を充実するよう、
国に働きかけること、以上4項目となっております。

これらにつきましては、審議会として、特に回答等を求められているものではございませんので、本要請があったことを委員の皆様にご承知おきいただきたいと思います。

以上でございます。

(反田会長)

ただいまの説明について、何か御質問、御意見等はございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

【その他】

(反田会長)

それでは、最後の議題4、その他になりますが、各側から何かございますか。

(各側委員)

(特になし。)

(反田会長)

それでは、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

資料の19ページからを御覧ください。

19ページの資料は、本年度の山梨県の各最低賃金の引き上げを反映させた、最低賃金額の推移の一覧となります。

次に資料の21ページを御覧ください。

これは、今年度の地域別最低賃金と特定最低賃金に係る審議会の開催状況を取りまとめた表となります。

続いて、資料23ページ、25ページ、27ページは、地域別最低賃金、電気の特定最低賃金及び輸送用機械の特定最低賃金、それぞれの本年度の全国における改定状況を取りまとめた表となります。

今後の御参考にしていただければと存じます。

私からの説明は以上でございます。

(反田会長)

ただいまの説明について、何か御質問、御意見等はございますか。

(各側委員)

(意見なし。)

(反田会長)

それでは、もう一度、事務局から何かございますか。

(賃金室長)

委員の皆様の任期は、本年の5月3日までとなっております。新たな委員の任命につきましては、推薦をいただき、御本人の意向を確認するなどの手続きを今後、事務局において進めて参りますが、組織内での役職の関係で、既に御退任が確定しております大森委員から、ここで御挨拶をいただきたいと思います。

(大森委員)

今回をもちまして、委員を退任させていただきます大森でございます。

貴重なお時間をいただき感謝申し上げます。

8年間、山梨県最低賃金並びに電気機械器具の特定最低賃金の改正に携わらせていただきました。

この間、公益委員の方、使用者側委員の方、労働局の皆様に御理解、御協力を賜り、何とか改正の審議に取り組むことができました。

また、8年間の中では、多大な御迷惑をお掛けしたことも多々あるなど、振り返りますと反省しております、この場をお借りしまして、感謝とお詫びと言いますか、本当に8年間ありがとうございました。

私達働く労働者にとって、賃金というのは生活の糧、非常に重要なものだと思っております。

特に非正規で働く方々にとって、最低賃金というのは、1円、2円上がることによって、生活が様変わりするような非常に大きなものであると、労働側委員として心がけて取り組んで参りました。

一方で、経営される方々にとって見ても、固定費が上がるということは、非常に経営に対するインパクトが大きいということは、我々、十分に承知した上です、8年間審議をさせていただきました。

今、思いますと、これから求められるものは、我々働く者は、1円、2円の重み、賃金が上がることの重みを真剣に考えて、それ以上の貢献を会社にすることを考えるべきであると思えますし、また、使用者側の方々は、1円、2円の重み、コスト意識をどう働く人々に植え付けるという言い方は語弊があるかもしれませんが、しっかり指導していくことが重要かなと。

そういうことによって、賃金が上がって、会社の業績が上がって、経済が好循環に回る、また、会社の業績が上がって、賃金が上がっていく。

そういう好循環を生むことが非常に重要だと思しますので、引き続き、立場は変わりますが、労働界の中で仕事をさせていただきますので、山梨県のあらゆる産業の発展に労働側の立場として貢献していきたいと思しますので、引き続きの御指導、御鞭撻を賜りますようお願いいたします。

8年間、どうもありがとうございました。

(賃金室長)

大森委員、長年、委員をお務めいただきまして、どうもありがとうございました。

本日は、本年度最後の審議会となりますので、ここで労働局長から委員の皆様にごあいさつ申し上げます。

(労働局長)

委員の皆様には、大変お忙しい中、山梨地方最低賃金審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様のお陰をもちまして、令和2年度に予定しておりました審議を滞りなく終えることができました。改めまして厚く御礼申し上げます。

振り返りますと、本年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によりまし

て、県内の経済情勢、雇用情勢が大変厳しい状況の中で御審議いただくこととなり、委員の皆様方には大変な御苦勞をお掛けいたしました。

とりわけ、地域別最低賃金につきましては、私ども、労働経済上のビルトインスタビライザーとして、大変重要なものと考えておりますが、これをそのような状況の中で、全会一致で御結審いただいたことは、誠に公労使がコロナ禍の苦難に立ち向かうぞという強いメッセージを県民の皆様にお伝えできたのではないかと考えておりました、大変ありがたいことだと考えております。

これは、ひとえに反田会長を始めとしまして、委員の皆様の御理解、御尽力の賜物であり、重ねて厚く御礼申し上げます次第でございます。

事務局としましては、次年度も大変厳しい状況が予想されますが、皆様方に審議を円滑に進めていただけますように、運営に万全を期す所存でございます。

最後になりますが、各委員の皆様におかれましては、今後とも、当局の行政運営につきまして、格別の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げ、年度末のあいさつに代えさせていただきます。

1年間、本当にありがとうございました。

(反田会長)

どうもありがとうございました。

それでは、最後になりますので、私からも一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

ただ今、労働局長からもお話がございましたように、本年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のために、事業所の視察もできないことから始まり、最低賃金の審議におきましても、非常に厳しい中で全会一致ということを見ることができまして、委員の皆様方の御協力をいただき、本当にありがとうございました。

また、特定最賃におきましては、それぞれの業界における非常に厳しい状況、労働側、使用者側、それぞれ事情の中で、御協議いただきまして、決めることができましたが、この厳しい状況は、来年度も続くかと思えます。

そういう中で、委員の皆様には、本当に御苦勞をいただきまして、この審議会が無事に1年間の役割を果たすことができましたのは、皆様の御協力のおかげと感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

どうぞ、今後とも、皆様には御活躍いただきたいと思います。

それでは、これで本年度の審議会は、すべての議事を終了しましたので、終わりたいと思います。本当にありがとうございました。1年間お疲れ様でした。

本日の議事録は、白倉委員と一之瀬委員に署名をお願いいたします。

よろしく申し上げます。

署 名 欄

公 益 委 員 _____

労働者委員 _____

使用者委員 _____